

令和2年（2020年）

第3回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和2年（2020年）3月27日 開催

大阪狭山市教育委員会

第3回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和2年（2020年）3月27日（金）

午前10時00分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員（5名）

竹谷 好弘	教育長
山田 順久	教育長職務代理人
田川 宜子	委員
河合 洋次	委員
井上 寿美	委員

出席事務局の職員

山崎 正弘	教育部長
酒匂 雅夫	教育部理事
松本 幸代	こども政策部長
尾島 肇	教育部副理事兼学校教育グループ課長
中森 祐次	教育部副理事兼社会教育・スポーツ振興グループ課長
北野 真也	教育総務グループ課長
神楽所 保則	学校給食グループ課長
寺本 芳之	歴史文化グループ課長
井上 知久	子育て支援グループ課長
浜口 亮	保育・教育グループ課長
上尾 悦男	放課後こども支援グループ課長
隅田 よし子	学校教育グループ参事
酒谷 由紀子	学校教育グループ参事
湯川 幹子	子育て支援グループ参事
山本 美由紀	子育て支援グループ参事

書記

荒川 郁代	教育総務グループ課長補佐
平井 大地	教育総務グループ主任

議事日程

開会

教育長報告

議事

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第3号 | 大阪狭山市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針について |
| 日程第2 | 議案第4号 | 大阪狭山市学校職員安全衛生管理規則について |
| 日程第3 | 議案第5号 | 大阪狭山市学校職員安全衛生委員会規程について |
| 日程第4 | 議案第6号 | 令和3年度使用中学校教科用図書の採択に係る諮問について |
| 日程第5 | 議案第7号 | 大阪狭山市社会教育指導員規則の廃止について |
| 日程第6 | 報告第8号 | 令和元年度大阪狭山市教育委員会点検・評価報告書について |
| 日程第7 | 報告第9号 | 大阪狭山市立こども園・幼稚園・小学校・中学校及び教育委員会事務局の管理職人事異動について |
| 日程第8 | 報告第10号 | 大阪狭山市人権教育基本方針の改訂について |
| 日程第9 | 報告第11号 | G I G Aスクール構想の実現に向けた計画について |
| 日程第10 | 報告第12号 | 令和元年度（2019年度）大阪狭山市一般会計補正予算（教育委員会関係）について |
| 日程第11 | 報告第13号 | 大阪狭山市立中学校部活動指導員配置事業実施要綱の一部改正について |
| 日程第12 | 報告第14号 | 大阪狭山市子育て支援・世代間交流センター市民協働事業費補助金交付要綱について |

閉会

- 各グループの報告事項

教育部長（山崎正弘）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから令和2年第3回大阪狭山市教育委員会定例会議を始めます。

進行を、竹谷教育長よろしくお願いします。

教育長（竹谷好弘）

改めまして、おはようございます。

それでは、定例会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしております。

ただいまから令和2年第3回教育委員会定例会議を開会いたします。

なお、議事録の署名委員は、会議規則の規定によりまして、河合委員、井上委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

教育長の活動報告でございますが、一覧表にしております。

主なものといたしまして、3月6日、教育委員会臨時会を開催させていただきました。これは新型コロナウイルス感染症対策等の議案で臨時に開催いたしました。

3月は議会月でございますが、9日、10日一般質問で教育関連の答弁ということで、教育長、部長、理事ということでお答えをさせていただいております。

3月18日、19日、23日の3日間、予算決算委員会ということで、以前、新年度予算内容をご説明いたしましたけれども、審議を行いました。

3月25日は、子ども・子育て支援事業計画推進本部会議ということで、さやまっ子のびのびプラン、これについて決定をした内容でございます。

3月26日は、本会議の最終日で予算については議決されたことになっております。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事でございますけれども、

お手元の議事日程、第10号までございますけれども、これの次に別冊子の議事日程ございます。日程第11として報告第13号、大阪狭山市立中学校部活動指導員配置事業実施要綱の一部改正についてと、日程第12といたしまして、報告第14号、大阪狭山市子育て支援・世代間交流センター市民協働事業費補助金交付要綱についてを追加として審議をしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

ご異議なしと認めます。

それでは、議事に移りたいと思います。

日程第1、議案第3号、大阪狭山市学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

それでは、議案第3号、大阪狭山市学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針についてご説明いたします。

資料は、1ページから3ページでございます。

2ページの大阪狭山市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針をご覧ください。

令和元年12月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されました。

この法律により、平成31年1月に文部科学省が策定した公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが、法的根拠のある「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」として、令和2年1月に告示されました。

この指針では、教育職員の服務監督権者である各教育委員会は、文部科学省指針を参考にしながら、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めることとしております。

そこで、このたび、「大阪狭山市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」を策定し、教育職員の業務量を適切に管理するとともに、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を位置づけました。

本指針のポイントは、3ページでございます大きな3番、業務を行う時間の上限、(2) 上限時間の原則について、①1ヶ月の時間外在校等時間を45時間以内、②としまして、1年間の時間外在校等時間を360時間以内としているところでございます。この上限を達成するために、教育委員会として、4にありますとおり、(1) 教育職員が在校している時間を令和2年度中にタイムカード等の客観的な計測方法の導入により適切に把握する。(2) 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守する。

(3) 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。(4) 各校の取組の状況を把握しつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正を図る等の措置を講じてまいります。

また、お手元に別途配付しております、こちらの「大阪狭山市学校における教員の働き方改善プラン」は、在校等時間の上限に関する方針と同時に、教職員に本市の働き方改革の取組について周知すべく作成いたしました。

また、こちらの裏面をご覧ください。

こちら、「保護者、地域のみなさまへ」は、保護者と地域の皆様に対して、教員の働き方改革にご理解、ご協力をお願いする文書となっております。

先ほどの上限方針と働き方改善プラン、保護

者、地域のみなさまへ、この3点を合わせて4月に保護者様に向けて配付を予定しております。

教育職員の心身の健康を確保し、大阪狭山市の子供たちの豊かな学びと成長を支えていくことのできる質の高い学校教育の維持向上のため、本方針に基づいた働き方改革の充実に向けた取組を推進してまいります。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議につきましてどうぞよろしくお願いたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

山田委員。

教育長職務代理者（山田順久）

在校している時間に加える時間に地方公共団体で定めるテレワークの時間とあるんですけども、大阪狭山市の場合はどういうふうなことを。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

現状で、本市においてテレワークによる勤務の状況というのはございません。ただ、今後の状況の変化によって、こういったテレワークも生じてくることも勘案いたしまして、国の指針を参考にこの文言を記載させていただいております。

教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。

ほかに何か、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

それでは、日程第1、議案第3号、大阪狭山

市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針については承認されました。

続きまして、日程第2、議案第4号、大阪狭山市学校職員安全衛生管理規則についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

それでは、議案第4号、大阪狭山市学校職員安全衛生管理規則についてご説明いたします。

なお、こちらの議案第4号と議案第5号はに関連する議案でございますので、続けてご説明させていただきたく存じますが、よろしいでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。

はい、お願いいたします。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

それでは、まず議案第4号、大阪狭山市学校職員安全衛生管理規則についてご説明いたします。

資料は4ページから10ページでございます。

本規則は、労働安全衛生法に基づき、大阪狭山市立小中学校において、教職員の労働安全衛生に関する重要事項について調査審議等を行う安全衛生委員会を設置するため必要な事項を定めるものでございます。

労働安全衛生法では、常時50人以上の労働者を使用する事業場に対して、衛生委員会の設置が義務づけられており、本規則の制定により、本市の東小学校に衛生委員会を設置してまいりたいと考えております。

こちらの内容でございますが、第1条では規則の目的について、第2条では学校職員の定義について、第3条では校長等の責務について、

第4条、第5条では総括安全衛生管理者について、第6条から第7条では衛生管理者について、第8条から第9条については衛生推進者について、第10条と第11条では産業医について、第12条では大阪狭山市学校職員安全衛生委員会について、第13条では委任について規定しております。

続きまして、議案第5号、大阪狭山市学校職員安全衛生委員会規程についてご説明いたします。

資料は11ページから13ページでございます。

本規程は、大阪狭山市学校職員安全衛生管理規則に伴う規定を制定し、衛生委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

第1条では規程の趣旨について、第2条では調査審議事項について、第3条では組織について、第4条では委員長等について、第5条では会議について、第6条では委員の任期について、第7条では関係者の意見聴取について、第8条では記録の保存について、第9条では庶務について、第10条では委任について規定しております。

この大阪狭山市学校職員安全衛生管理規則及び大阪狭山市学校職員安全衛生委員会規程に基づき、学校職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進してまいりたいと考えております。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議につきましてよろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

それでは、議案第4号と第5号の説明が同時にされましたので、質疑につきましても、議案第4号と第5号を併せてお受けしたいと思います。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

13ページの記録の保存に関してなんですが、いつまで保存をすとか、廃棄のことなどは書かなくていいのかどうか、ちょっと私にはよく分からないので教えてください。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

保存年限等につきましては、こちらに記載はございませんが、学校でこういった記録をする場合、法に基づいて、児童についての記録は5年であったり、学籍についてはという部分での定めがございますので、この場で申し上げられませんが、公簿に準じた取扱いとなりますので、それに沿って取り扱ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

説明の補足ですが、委任条項ということで、第10条にこの規定に定めるもののほかというところで、その辺の運用等については、この規定の中で10条を運用して、またいろいろ定めをしていくという実務上の流れになるのでしょうか。

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

そのとおりでございます。また詳細につきましては別途規定してまいりたいと考えております。

教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。

ほかに何か、議案第4号、5号を通じて、ご質問等ございますでしょうか。

ないようですので、採決については1項目ずつとらせていただきます。

日程第2、議案第4号、大阪狭山市学校職員安全衛生管理規則について、何かご異議ござい

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、承認されました。

続きまして、日程第3、議案第5号、大阪狭山市学校職員安全衛生委員会規程について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

2議案については、以上をもって承認されました。

続きまして、日程第4、議案第6号、令和3年度使用中学校教科用図書の採択に係る諮問について、担当に説明を求めます。

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

それでは、議案第6号、令和3年度使用中学校教科用図書の採択に係る諮問についてご説明いたします。

資料は14ページから16ページでございます。

令和3年度中学校使用教科用図書の採択外により、令和2年4月より、中学校教科用図書選定委員会を設置し、教科書採択事務を進めてまいります。

選定対象の教科用図書は、国語、書写、社会地理的分野、社会歴史的分野、社会公民的分野、地図、数学、理科、音楽一般、音楽器楽合奏、美術、保健体育、技術家庭技術分野、技術家庭家庭分野、英語、道徳の16種目でございます。

第1回目の選定委員会において、教育委員会より、選定委員の委嘱と採択に係る諮問を行う予定をしております。教科用図書採択の基準となる採択の観点とは16ページのとおりとなっております。

以上簡単な説明ではございますが、ご審議につきましてよろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

これもちょっと分からないので、16ページ教えていただきたいなと思ひまして、児童でずっと書かれているんですが、中学校の教科書だったら生徒になるんだろうかなと思ひながら読んでいたんですけども、これはもうこのままの児童でいいということなんでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

申し訳ありません。委員ご指摘のとおり、こちら生徒が適切と考えますので、後ほど修正させていただきますと思います。申し訳ございませんでした。

教育長（竹谷好弘）

そうしましたら、この場で修正箇所につきましては、児童と表記されているところについて生徒と修正をするということによろしいでしょうか。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

はい、そのとおり修正をどうぞよろしくお願ひいたします。

教育長（竹谷好弘）

ほかに、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

教育長職務代理人（山田順久）

学習指導要領に、子どもたちの状況や地域の状況を踏まえて、学校で設定するよふにという文言があると思うんですけども、このような調査研究を行う際に、大阪狭山市の子どもたちの状況や地域性というのを十分踏まえていただひて、そして大阪狭山市の子どもたちを指導し

て学習指導要領の趣旨を実現するにはどのような教科書がいいのかという、そういう趣旨で調査研究を行っていただけたらと思ひていますので、よろしくお願ひします。

教育長（竹谷好弘）

ご意見ということ。

ほかに、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

それでは、日程第4、議案第6号、令和3年度使用中学校教科用図書の採択に係る諮問については承認されました。

続きまして、日程第5、議案第7号、大阪狭山市社会教育指導員規則の廃止についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部副理事兼社会教育・スポーツ振興グループ課長（中森祐次）

それでは、議案第7号、大阪狭山市社会教育指導員規則の廃止についてのご説明を申し上げます。

資料の17ページをご覧ください。

概要ですが、社会教育指導員は、社会教育に関わる事業の企画運営に当たるとともに、学校、その他各種の行政機関が行う社会教育活動に協力し、必要に応じて指導助言を与えるという職責を担っており、令和2年度からの本市の会計年度任用制度に組み入れ、教育委員会の指揮命令下に属することにより、より社会教育の発展に寄与することが期待できることから、所要の規則の廃止を行うものです。

18ページをご覧ください。

大阪狭山市社会教育指導員規則を廃止する規

則として、大阪狭山市社会教育指導員規則を廃止すると規定されております。

なお、附則といたしまして、この規則は令和2年4月1日から施行するとしております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

それでは、日程第5、議案第7号、大阪狭山市社会教育指導員規則の廃止については承認されました。

続きまして、日程第6、報告第8号、令和元年度大阪狭山市教育委員会点検・評価報告書についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育総務グループ課長（北野真也）

それでは、報告第8号、令和元年度大阪狭山市教育委員会点検・評価報告書についてご説明をいたします。

事前に令和元年度の教育委員会の点検評価報告書のほうをご配付させていただいておりますので、併せてご参照いただければと存じますが、皆様、お手元のほうに報告書のほうでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

この点検報告書につきましては、ご承知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、教育委員会の権限に属する事務の管理または執行について自ら点検を行い、教育に関しまして学識経験を有する者の知見を活用して報告書を作成し、それを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされて

いるものでございます。

それでは、報告書の1ページの目次をご覧ください。

第1点目でございますが、点検評価についての趣旨、教育部及び子ども政策部の運営方針等について取りまとめております。

次に、2点目でございますが、教育委員会の活動状況として、教育委員の皆様、令和元年度中に活動していただいた内容、あるいは定例会中の審査内容につきまして、ここで報告をさせていただきます。

次に、3点目でございますが、それぞれの事業について、今年度の点検評価ということで評価調書としてまとめを行っております。

詳細内容につきましては、1番目では、子育てにやさしい環境づくりに関連する事業として、さやま元気っこ推進事業、ほか16件の事業、2番目に、学ぶ力、生きる力を伸ばす教育関係づくりということで、教育振興基本計画改定事業、ほか20件の事業、3番目に、生涯スポーツの推進ということでございまして、ドリームフェスティバル事業及びスポーツ振興事業の2つの事業、4番目に、生涯学習の推進ということでございまして、社会教育センター管理事業等2つの事業、最後に5番目でございます市民文化、歴史の文化の振興ということでございまして、郷土資料館管理事業、ほか7つの事業を点検評価してございます。

そして、学識経験者の意見ということで、今年の2月26日に教育部長及び子ども政策部長を含めまして、各担当課長が桃山学院大学の今西教授と、大阪大谷大学の長瀬教授のヒアリング及びご指導を受けまして、80ページから82ページにございますが、その講評と評価をいただいております。

両先生方からは、総体としましては特に大きな問題はなく、事務改善の実施や事業管理は適

切に行われていたとの講評はいただいておりますけれども、学力向上の取組の中で、学力の向上の点については、さらなる取組が必要とご指摘も頂戴しており、その他、事項別にご提言をいただいた内容につきましては、各グループにおきまして真摯に受けとめながら各事業のさらなる効果を求め、第2期の本市教育振興基本計画の下、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

教育委員の皆様には、評価点検報告書を一度ご一読いただきまして、各事業の内容等につきましまして、ご意見、ご質問がございましたら、後日でも結構でございますので、各担当グループにお問合せをいただけたらと思います。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第6、報告第8号、令和元年度大阪狭山市教育委員会点検・評価報告書については承認されました。

続きまして、日程第7、報告第9号、大阪狭山市立こども園・幼稚園・小学校・中学校及び教育委員会事務局の管理職人事異動についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育総務グループ課長（北野真也）

それでは、報告第9号、大阪狭山市立こども園・幼稚園・小学校・中学校及び教育委員会事務局の管理職人事異動についてご説明をさせて

いただきます。

お手元に別途お配りしておりますA4の横型のものでございますけれども、管理職人事異動の一覧をご覧ください。

教育委員の皆様には、事前に内示の概要をお知らせさせていただいておりましたが、このたび正式な内示が行われましたので、人事異動の内容につきましてご報告をさせていただきます。

なお、時間の関係上、この場におきましては、学校園長及び課長級相当職以上の異動内容についてのみご説明をさせていただきたいと思っておりますので、教頭、それから課長補佐につきましては、資料によりご確認をいただきたいと存じます。

まず、小学校、中学校関係でございます。

現在、教育部副理事兼社会教育スポーツ振興グループの中森課長でございますけれども、このたび市役所職員としてご退職をされ、異動により南第一小学校の校長に着任をされます。

次に、南第一小学校の西川校長が、異動により南第二小学校の校長に着任されます。

次に、現在、大阪府教育庁で勤務されております寺下先生が南第三小学校の校長に着任されます。

次に、第七小学校の寺田校長が北小学校の校長に、北小学校の泉谷校長が第七小学校の校長にそれぞれ異動により着任されます。

続きまして、こども園、幼稚園関係でございます。

こども園の中川園長が、異動により東野幼稚園の園長に着任され、東野幼稚園の池上園長がこども園の園長に着任されます。

次に、教育委員会事務局関係でございます。

まず、部内異動といたしまして、教育部教育総務グループの荒川課長補佐が、教育総務グループの参事に昇任され、課長級職員に昇格されます。

次に、転入でございますが、都市整備部公園緑地グループの林部課長補佐が教育委員会事務局に出向となり、昇任昇格により教育部社会教育スポーツ振興グループの課長に着任いたします。

また、総務部債権管理グループの坂井課長補佐が教育委員会事務局に出向となり、昇任昇格により教育部歴史文化グループの参事に着任いたします。

最後に、転出でございますが、教育部学校教育グループの隅田参事が、今年度の末日で定年を迎えられ、4月以降はこども政策部子育て支援グループの再任用主査として子育て支援・世代間交流センターで勤務していただきます。

以上、簡単ではございますが、人事異動の説明とさせていただきます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第7、報告第9号、大阪狭山市立こども園・幼稚園・小学校・中学校及び教育委員会事務局の管理職人事異動については承認されました。

続きまして、日程第8、報告第10号、大阪狭山市人権教育基本方針の改訂についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

それでは、報告第10号、大阪狭山市人権教育基本方針の改訂についてご説明いたします。

資料は21ページ、22ページでございます。

このたびの改訂は、大阪府における3つの条例、大阪府人権尊重の社会づくり条例、大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例、大阪府人種または民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例が改正施行されたことに伴い、内容の見直しを行ったものでございます。

また、第2期大阪狭山市教育振興基本計画の策定に伴い、「基本方針1、これからの社会を生き抜く力を養います」の「重点目標3、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進」において、人権教育の充実を取組施策として掲げている点についても反映させていただいております。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議につきましてよろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

日程第8、報告第10号、大阪狭山市人権教育基本方針の改訂については承認されました。

続きまして、日程第9、報告第11号、G I G Aスクール構想の実現に向けた計画についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育総務グループ課長（北野真也）

報告第11号、G I G Aスクール構想の実現に向けた計画についてご説明をいたします。

資料につきましては、23ページ及び24ページでございます。

本件につきましては、さきの3月6日に開催いたしました臨時の教育委員会議におきまして

ご承認いただいたところでございますが、端末整備につきまして、一部計画期間を見直しいたしましたので、改めて本日ご報告をさせていただくものでございます。

見直し内容につきましては、24ページの資料の令和2年度のスケジュールでございまして、事前に内容をご説明させていただいたとおりでございますので、その他の内容につきましては変更等がございません。

非常に簡単な説明で申し訳ございませんけれども、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

特にないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第9、報告第11号、GIGAスクール構想の実現に向けた計画については承認されました。

続きまして、日程第10、報告第12号、令和元年度（2019年度）大阪狭山市一般会計補正予算（教育委員会関係）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

保育・教育グループ課長（浜口 亮）

それでは、報告第12号、令和元年度（2019年度）大阪狭山市一般会計補正予算（教育委員会関係）につきましてご説明させていただきます。

資料は25ページ、26ページでございます。

去る3月10日に国におきまして新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾が取りまとめられ、保育所等におけるこどもの感染拡大防止の観点から、子ども用マスク等の購入に

係る補助事業が創設されました。

これを受けまして、本市におきましても、市内の保育所、認定こども園等に対しまして、マスク購入等に係る費用を補助するため、3月議会におきまして補正予算を追加提案し、昨日議決をいただいたところでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

本事業は、保育所等におきまして、消毒や感染拡大防止に必要と考えられる経費を補助するもので、具体的には子ども用マスクや消毒液のほか、空気清浄機、体温計、液体せっけん、うがい薬等の購入費用で、国内で初めて患者発生が確認されました本年1月16日から3月31日までに購入納品されるものが対象となっており、1施設当たり上限50万円となっております。

各園に照会を行いまして、それぞれ申請のありました金額につきまして全額補助することとし、民間保育園と運営費補助金に355万円を増額しております。

また、本補助金は公立施設につきましても対象となっておりますので、市立こども園につきましても施設用消毒液や空気清浄機用フィルター等の購入費用分といたしまして、こども園管理運営事業の消耗品費に40万円の増額をしております。

これらを合わせました事業費につきましては、全額国庫補助となりますので、歳入予算の国庫補助金保育対策総合支援事業費国庫補助金といたしまして歳出予算と同額の395万円を計上したものでございます。

なお、公立幼稚園におきましては、文部科学省所管で同内容の補助事業が創設されることが3月18日付で連絡がありましたので、この部分につきましては令和2年度におきまして補正予算対応の上、必要な物品を購入する予定でございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

特にないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第10、報告第12号、令和元年度（2019年度）大阪狭山市一般会計補正予算（教育委員会関係）については承認されました。

続きまして、お手元の別冊の議事、追加議事をお願いいたします。

日程第11、報告第13号、大阪狭山市立中学校部活動指導員配置事業実施要綱の一部改正についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部副理事兼学校教育グループ課長（尾島肇）

それでは、報告第13号、大阪狭山市立中学校部活動指導員配置事業実施要綱の一部改正についてご説明いたします。

資料は、お手元にごございます別冊資料の1ページから3ページでございます。

本要綱については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月に公布され、本市におきましても、大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例が制定されたことに伴い、部活動指導員については会計年度任用職員として任用されることになるため、本要綱において所要の改正を行うものでございます。

改正点としましては、こちらの3ページでございますとおり、第2条中、大阪狭山市アルバイト職員雇用要綱に定めるアルバイト職員を、

大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則、令和元年大阪狭山市規則第16号に定める市立中学校部活動指導員に改め、第3条の雇用を任用に改めております。

また、第6条の見出しを基本賃金等から報酬等に改め、同じく第6条中の賃金は、時間給1,600円を、報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び通勤に係る費用弁償は規則に定めるとおりに改めております。

また第7条中、雇用を任用に改め、大阪狭山市アルバイト職員雇用要綱を規則に改めております。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議につきましてよろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

特にないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

日程第11、報告第13号、大阪狭山市立中学校部活動指導員配置事業実施要綱の一部改正については承認されました。

日程第12、報告第14号、大阪狭山市子育て支援・世代間交流センター市民協働事業費補助金交付要綱についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

子育て支援グループ課長（井上知久）

それでは、報告第14号、大阪狭山市子育て支援・世代間交流センター市民協働事業費補助金交付要綱についてご説明させていただきます。

資料は5ページでございます。

現在、UPっぷの2階で実施しております世代間交流事業は、市民交流事業としまして有償事業と無償事業2つの形で実施させていただ

ております。これまで無償事業としましては、パソコンのプログラミング講座、それからペーパークラフト教室、木工品、レジン等の教室、アレンジフラワー、子ども服のリサイクル交換会などを実施させていただいております。

有償事業といたしましては、UPつぶ朝食堂を実施させていただきましたが、予算は委託料からの執行としていました。委託料につきましては本来市が行うべき事業や業務、役務などを行ってもらおうという性質が強いため、今回、市民協働事業のうち、有償事業につきましては、その実施主体を明確にするとともに、団体等の思いをより事業に反映できるよう補助金の形で予算執行をするため交付要綱を定めるものでございます。

それでは、要綱について順にご説明させていただきます。

第1条では、その趣旨としまして、大阪狭山市子育て支援・世代間交流センターにおいて、市民公益活動により子育て支援、または世代間交流に資する事業の実施に要する経費の助成を行うことなどを定めております。

第2条では、補助事業の対象としての個別の要件を定めております。

第3条では、補助対象団体の要件を個別に定めております。

第4条では、補助対象の期間についてを定めております。

第5条では、補助対象経費を別表1に記載のある具体例を決めてそのものを対象とすることを定めております。

第6条では、補助金の額は10万円を限度とすることや、補助対象団体の維持または運営に要する経費につきましては除くことを定めております。

第7条では、補助金の申請を行おうとする団体は、補助金交付申請書と併せて実施、計画書

等の必要書類の提出をしなければならないことを定めております。

第8条では、補助対象事業の選考について定めております。

第9条では、補助金額の交付決定等について定めております。

第10条では、補助金の交付決定を受けた団体の名称に補助金額、事業内容について公表することができることを定めております。

第11条では、事業の変更等を行う場合は、関係書類を送付して承認を受けなければならないことを定めております。

第12条では、事業が完了したときは、市長が定める日までに実績報告書を提出しなければならないことを定めております。

第13条では、補助金額の確定等について定めております。

第14条では、補助金の請求等について定めております。

第15条では、概算払いにより補助金を交付することができることなどを定めております。

第16条では、交付決定の取消しについて定めております。

第17条では、補助金の返還について定めております。

第18条では、補助事業者が本事業に係る経費についても帳簿を備え、収支状況を明らかにしていくことや、事業に属する会計年度の終了後5年間保存することなどを定めております。

第19条では、補助金の交付に関して必要であると認めた場合報告書をまとめることや実地調査することなどを定めております。

第20条では、委任について定めております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見、

ご質問等ありますでしょうか。

ございませんか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第12、報告第14号、大阪狭山市子育て支援・世代間交流センター市民協働事業費補助金交付要綱については承認されました。

本日の議事日程は以上でございます。

議事進行にご協力ありがとうございます。

これをもちまして、本日の教育委員会定例会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会 委員

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員